

報道関係各位

**件 名** 飯能市成年後見制度利用促進基金の設置について**1 概要**

匿名の故人の遺産について、「本市の成年後見制度の利用促進に役立ててほしい」との故人の遺志に基づき遺言執行者を通じて多額の寄附をしていただきました。本市では、成年後見制度の更なる利用促進を図るため成年後見制度利用促進基金を設置し、本寄附金を有効に活用してまいります。

**2 内容**

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分で、契約行為などにおける意思決定が困難な方の財産管理や、日常生活に支障がある方を法的に保護し、本人の意思決定を尊重しながら「財産管理」や「身上監護」を支援する制度で、高齢化や核家族化の進行などを背景に、当該制度の利用を促進することは、ますます重要となってきています。

本市の成年後見制度の取組は、平成23年度に国のモデル事業に選定され、これまでの間、全国でも先進的に市民後見人の養成に取り組んできたほか、平成28年度には、「飯能市成年後見支援センター」を設置（飯能市社会福祉協議会に委託）し、制度の普及・啓発、相談対応などを行ってきました。また、令和4年3月には、飯能市成年後見制度利用促進基本計画を策定し「誰もが住み慣れた地域で共に支えあいながら 尊厳をもってその人らしい生活を継続できるまち」を基本理念に施策を推進しているところです。

そうした中、匿名の故人の遺産について、「市の成年後見制度の利用促進に役立ててほしい」という故人の遺志に基づき、遺言執行者を通じて本市に寄附の申し出があり、令和4年11月に寄附を受領いたしました。

本市といたしましては、本寄附金を有効に活用するため、「飯能市成年後見制度利用促進基金」を設置し、当該寄附金を積み立て、今後、成年後見制度の更なる利用促進を図ってまいります。

なお、飯能市成年後見制度利用促進基金条例（案）及び関連補正予算案について、令和5年第1回飯能市議会定例会に提案いたします。

担当者 福祉子ども部参事兼介護福祉課長  
関根 浩司  
連絡先 Tel.042-973-2118（直通）